

# 年金確保支援法の主なポイント

制度	改正内容	施行日
国民年金	時効消滅した保険料後納(10年分)	H24.10.1までに実施
	任意加入被保険者の国民年金基金加入	H23.8.10から2年以内
確定拠出年金	企業型DC資格喪失年齢引上げ	H23.8.10から2年6月以内
	企業型DC加入者の掛け金拠出	H24.1.1
確定給付企業	60歳～65歳で退職した者への退職時の年金支給可能	H23.8.10

# 年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC資格喪失年齢引上げ

60歳



従来60歳  
資格喪失

企業型年金規約で資格喪失年齢を規約で  
65歳までにすることが可能

# 年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC資格喪失年齢引上げ

種別	対象者	改正前	改正後
企業型 DC	厚年被保険者等	60歳 まで	65歳 まで
個人型 DC	厚年被保険者等	60歳まで	
	第1号被保険者		

個人型DCは60歳まで

# 年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC加入者の掛け金拠出

種別	要件・対象者	掛け金限度額	負担
企業型 DC	他の企業年金あり 企業年金なし	月25,500円 51,000円	会社 従業員
個人型 DC	国年第1号 国年第2号	68,000円 23,000円	従業員

個人型DCに会社は掛け金を拠出できない

# 年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC加入者の掛け金拠出

DC(企業型)	拠出限度額	拠出	税制
企業年金あり	合算して 25,500円	会社	損金算入
		従業員	所得控除
企業年金なし	合算して 51,000円	会社	損金算入
		従業員	所得控除

それぞれ、従業員拠出額は会社拠出額以内

# 年金確保支援法の主なポイント

確定給付企業年金

60歳～65歳で退職した者への退職時の

年金支給可能

老齢給付金の支給開始要件(年齢)

	改正前	改正後
原則	60歳以上65歳以下(規約で定め)	
退職時	50歳以上 60歳未満	50歳以上の 規約で定める年齢 未満

# 年金確保支援法の主なポイント

## 確定給付企業年金

63歳(規約の定め)に達する前に退職しても受給開始

